

令和7年7月4日

はつかいち福祉ねっとの皆さま

廿日市市選挙管理委員会事務局長

投票所における支援について（お知らせ）

平素から市選挙行政についてご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

廿日市市選挙管理委員会では、各種選挙における投票所において、障がいなどにより投票行為に何らかの支援が必要な方に対し、次のような取組を行っております。

1 投票支援カード

投票にあたり、お手伝い（支援）が必要な方が、事前にこのカードに書いて投票所に持参し、係員に渡すことで、スムーズに投票いただくためのものです。

市ホームページ(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/62/100264.html>)から用紙をダウンロードし、あらかじめ必要な事項を書いて、係員へお渡しください。

ダウンロードや印刷が難しい場合は、投票所にも投票支援カードがありますので、係員へ申し出てください。

2 コミュニケーションボード

投票にあたり、お手伝い（支援）が必要な方で、口頭で伝えることが困難な方や苦手な方が、指さしで必要なお手伝い（支援）を係員に伝えるためのものです。

投票所の受付に置いてありますので、使いたい場合は、指さしでお知らせください。

その他、公職選挙法に定められている制度として、

- ・郵便等投票（一定以上の身体の障がい等がある方が、郵便等により投票を行う制度）
 - ・代理投票（自ら投票用紙へ記入することができない場合に、投票所の係員が代筆する制度）
- などがございます。

詳しくは、廿日市市選挙管理委員会事務局までお問合せください。

問合せ先 0829-30-9228

（担当者 須賀）



（←投票支援カードは、こちらのリンク先からダウンロードできます）